

第2回 富田林市農業振興地域整備促進協議会（議事要旨）

日 時：令和5年11月6日（月） 14時～15時30分

場 所：すばるホール 3階 会議室（旧秀月の間）

事務局：産業まちづくり部 農とみどり推進課

傍聴者：0人

出席者：岡田委員、古川委員、乾委員、山本委員、土井委員、武田委員

議事次第

1. 開会
 - (1) 議事録署名人の選任
2. 報告
 - (1) 第1回富田林市農業振興地域整備促進協議会（議事要旨）の報告
3. 議事
 - (1) 富田林農業振興地域整備計画（案）について
 - (2) 農業用施設用地の運用について
4. その他
 - (1) 今後の予定について
5. 閉会

議事要旨

1. 開会
 - (1) 議事録署名人の選任
会長より指名され、委員の賛同により選出
2. 報告
 - (1) 第1回富田林市農業振興地域整備促進協議会（議事要旨）の報告について

【事務局説明】

- 新たな農用地区域の範囲について、今回除外するエリアについての説明及び意見交換を行いました。
- 新たな用途区分として、農業用施設用地を定めることについての説明及び意見交換を行いました。
- 農地の利用権設定において、安心して農地の貸し借りをを行うため、本計画の中でも触れてはどうかという意見がありました。

○毎年どの位の新規就農者がおり、農家をやめられる方はどの位いるのかという意見がありました。

3. 議事

(1) 富田林農業振興地域整備計画（案）について

【事務局】

○今回の改定の大きなポイントとして、農業用施設用地を確保することは、アンケート調査で非常にニーズが高いことがわかりました。特に従業員が多い農業経営者にとって、休憩所などが必要であり、規制が緩和され喜ばれる一方で、悪用されることもあるので、農業経営規模や内容に応じて、適切な基準を設けた運用をしていくことを記載しました。

○農業用施設用地の目標値を定めて記載してはどうかという意見がありました。昨年度実施したアンケート調査の結果において、農産物直売所やカントリーエレベーターなど、誰かが整備してくれればという意見もありましたが、農家レストラン、農業用倉庫については自らの農地で整備することが多いと考えられるため、こちらを基に目標値の算出をしました。また1施設当たりの大きさを200㎡と仮定し、それぞれの地区の目標値を算出し全体で約1haを農業用施設用地の目標値としました。

○農業生産基盤整備計画については、西板持地区において農業用河川工作物機能保全事業の話があるということなので、こちらについて記載しました。

○本計画で触れることはありませんが、新規就農者の人数と離農者の人数の厳密な統計資料はございませんが、参考資料として農家数の推移は、平成31年の農家数1,690戸から令和5年には1,578戸に減少しています。新規就農者については、年間2名程度となります。参考資料にてご確認ください。

○本市農業の拠点である農業公園の記載については、P16（5）農空間の資源を活用した市民協働の推進とP21（1）目標とする農業生産技術体系及び農業生産組織の考え方において、農業公園を活用していく内容を追記しました。

○利用権設定については、貸借期間によっては貸借がしにくくなる可能性があるという意見を受け、P19農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率化、（3）農用地の流動化対策において、農地中間管理機構と連携し、適切な利用権設定を行うなどにより、農地の集約化を推進すると記載しました。

○今回の計画見直しにおいて、現行の農用地区域からの除外については、前回の本協議会でエリアとして除外する部分をご理解いただきました。

○今回は、ほ場整備事業のため農用地区域に編入したがほ場整備事業から離脱した農地、府道等と挟まれ農地の集団化が困難な農地、農業振興地域整備計画の策定以前から住宅等が存在する農地、周辺農地の除外に伴い孤立した農地を整理し、参考資料2にある農地を今回の計画見直しに併せて除外することを提案します。

【会長】

○参考資料の新規就農者と離農者の状況については、本計画を考える際には重要であると思います。農家数の推移については、営農計画書で把握していますが、新規就農者については、何か把握できるものはありますか。

【事務局】

○新規就農者については、農業経営改善計画認定審査会で認定新規就農者を認定しており、こちらで新規就農者を把握しております。

○新規就農者の数は、年2名程度であり、現在9農家10名の新規就農者がいます。

【会長】

○いずれにしても、新規就農者の数が離農者より圧倒的に少ない状況で、農家数は大きく減少しているということですね。

【A 委員】

○農業公園サバーファームが、市の指定管理から来年度外れるという噂を聞きますが、今後どのようになっていきますか。休園の場合、にこにこ市場だけでも管理してほしい。

【事務局】

○現在の指定管理期間が令和6年3月31日までになります。令和6年4月1日以降の指定管理については、令和5年度中に決定しておく必要がありますが、今は現在の指定管理者と協議しており、実際には次期指定管理者が決まっていない状態です。そういったことから、令和6年4月1日以降は白紙の状態になります。今後も現在の指定管理者等と協議を重ね、来年4月以降の具体的な話を進めていきたいと思えます。

【B 委員】

○P8表1-3農用地等利用の方針の農地が325.4haから先ほどの説明にあった除外の農地を引いたら相当減りますが、25ha以上減少することに計画全体として問題ないですか。また、表1-3に農地の現況325.4haとありますが、将来324.4haというのは、除外した面積とあってこないです。

○表1-3をどう扱うかだと思います。実際には事務局の説明のとおり今後の見通しが無いと思いますが、逆に国の支援も受けられなくなるので、将来に不安が残らないようにしてください。

【事務局】

○除外対象として提案した農用地区域は、今後有効的な利用が見込めない農地です。優良農地を除外する意味ではないのでご理解ください。

【会長】

○農用地区域を外すことは、この計画策定の審議とイコールではない気もしますが、手続き上はどのようになっていますか。

【事務局】

○農用地区域の指定については、市町村計画で定めるものとなっており、本協議会で協議することは原則であると考えています。

○表1-3の農地現況については、計画（案）として除外した面積の299haが入ることになります。こちらの表の修正ができておらず、現行の計画のままの数字になっている状態です。また、P5「本市の農業振興地域」は誤字で、「本市の農業振興地域」と訂正します。

【B 委員】

○P7 農用地区域の設定方針のところで、農用地642haのうち、a～cに該当する農用地299haを農用地区域に設定する。とありますが農用地642haは農地642haではないのですか。

【事務局】

○農用地とは、農地、森林原野、採草放牧地、農業用施設用地等を含んだ意味であり、その中から農用地区域を指定しているという意味になります。

【B 委員】

○P12表2-1 農業生産基盤整備開発計画のところで、喜志地区の方でゴム井堰の改修を実施しますが、農用地区域がないところは標記しなくていいのですか。令和6年度から実施するので入れておく必要があると思います。

【事務局】

○農用地区域以外の計画でも標記する必要があるか確認し、必要があれば記載します。

【A 委員】

○新規就農者は営農計画を提出していますか。

【事務局】

○みどり公社を通じた土地の貸借をされていますので、営農計画書を提出していただいております。

【B 委員】

○実行組合として配布していませんが。

【事務局】

○実行組合に所属していませんので、市の方から直接郵送で送っています。

3. 議事

(2) 農業用施設用地の運用について

【事務局説明】

○農業用施設用地への用途区分の変更は、規模に関係なく申出の提出をしていただきます。

○床面積 90 m²以下については、軽易な変更とし用途区分を農地から変更しません。90 m²を超える施設を設置する場合、用途区分の変更をします。

○農用地区域の農地を触る場合、農振法に係る開発申請が必要になるが、農地法の転用許可申請を行う場合は、農振法の開発申請が不要になる、ただし、200 m²未満の農業用倉庫を設置する場合は、農地法の転用許可不要となることから、床面積90 m²を超え200 m²未満の農業用倉庫に限り農振法の開発申請が必要になります。

○用途区分変更の行政手続きとして、1 ha を超える施設設置の場合、計画（案）の公告・縦覧、異議申立を経て、大阪府と協議し変更完了となるが、1 ha 以下の場合、用途区分の変更申出を受け適切であると認められると変気完了になります。

○変更にあたっての留意事項については、事前に関係機関、関係部署との協議を行うこと。

○変更申出内容については、必要に応じて、国、大阪府、本協議会に情報提供します。

○変更後も含めて、市職員は現地調査を実施します。

○変更完了後は、速やかに転用手続きを実施し、1年以内に実施しない場合、用途区分を農地に再編入します。

○変更申出者は、国版認定農業者、大阪版認定農業者及び認定新規就農者に限ります。

○申出に必要な書類は、資料4-2を確認してください。

【会長】

○この内容については、どのように農業従事者にお示ししますか。Web に掲載する予定ですか。

【事務局】

○必要書類は、Web に掲載する予定です。規模に関わらず変更申出の提出をしていただき、こちらで規模を確認し必要な手続きを進めていく予定です。

【副委員】

○固定資産税はかかりますか。

【事務局】

○固定資産税は、現況に応じてかかります。

○余談ですが、本計画の見直し前に農業用施設を設置した方については、一旦原状復旧していただき、変更申出をしていただくこととなります。

【副委員】

○西板持地区では、比較的農地が広がっているが、農業用施設があちこちに点在してしまうのではなく、1ヵ所に固めて施設を配置するような計画にすれば、近隣トラブルや排水の問題など、何か対策が取れると思います。

○西板持地区では、特に観光農園や農家レストランを目指す方が多く、国道沿い等で施設を集約することで集客率も上がると思います。

【事務局】

○市といたしましては、資料4-2でお示ししました、申出書類一覧を求めていく予定をしております。その中で隣接土地所有者や農業委員及び水利組合の同意を得ることにしております。あくまで地元の同意が得ていることを条件に考えてます。

○また、農業用施設用地への変更は、あくまで農用地区域の除外条件も含めていきます。懸念される集団農地のど真ん中などに設置するイメージは市としてもありません。

【会長】

○資料4-1の留意事項の部分で、こういった場所に農業用施設用地を配置するイメージなのか、読んで分かるように追記してください。

【B委員】

○農業用施設用地に変更した後、建設資材置場などに悪用されることがないように、農業委員の同意が必要ということですが、悪質な人もおり農業委員に高圧的に同意を求める可能性もあると思います。ここは少しP9ページの農地利用計画のところ、具体的に農業用施設を限定して記載する方がいいのでは。

【事務局】

○まずは申出を認定農業者に限定します。また、今は農用地区域を除外するため、農地転用された土地は、周りの農地に影響があっても指導等を行えませんが、農業用施設用地に変更後も、農用地区域のため、悪用されれば市として指導を行えます。そのため一定の抑止力になると考えています。

【会長】

○第1回協議会においても、悪質な農地転用に対する懸念は意見として出ていたため、その対応については、経過観察措置を記載するなど、一定の抑止力を持たせた記載ができればいいと思います。

4. その他

(1) 今後の予定について

【事務局】

○本日の協議会終了、意見をまとめ大阪府との事前協議に移ります。

○協議の上で、大きな変更が生じた場合は、再度協議会を開催させていただき協議させていただきます。逆に軽微な変更については、武田会長と事務局で十分協議させていただき、本計画書に反映させていただいてよろしいでしょうか。

【B 委員】

○結構です。

【会長】

○まずは本日出された意見として、用語の使い方で農用地と農用地区域を適切に書き分け、農用地等利用の方針の数字についても、別紙資料のとおりに面積を修正してください。

○農業用施設用地への用途区分の変更の留意事項については、計画そのものの記載内容ではありませんが、適切な運用が図れるよう追記してください。

○修正した上で大阪府と協議していただき、その結果、軽微な修正であれば私の方で見させていただきます、委員の皆様にご報告させていただきます。

5. 閉会